# 協議第８号関係

# 説　明　資　料

# 議会議員の定数特例・在任特例の概要（新設合併の場合）

## 1　定数特例（合併特例法第６条第１項）

設置選挙の際に、法定定数の 2 倍を超えない範囲まで定数を増加することができる。

［法制度］

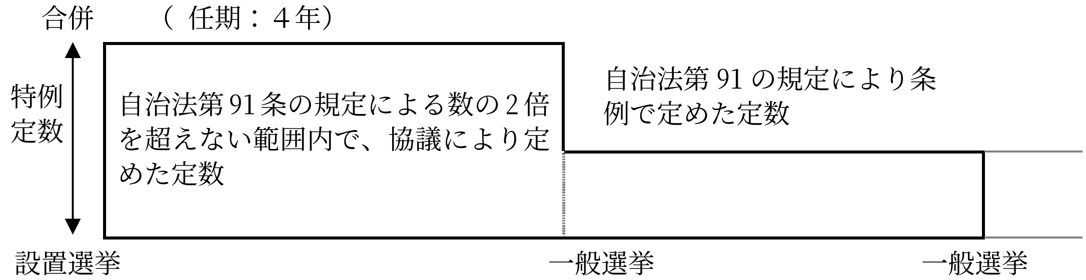


［新市の場合］

３町の人口（平成１２年国勢調査）

大平町　２８，４９０人

岩舟町　１９，５２５人　　　（計　６７，１２５人）

藤岡町　１９，１１０人　　　自治法第 91 条の上限定数　３０人

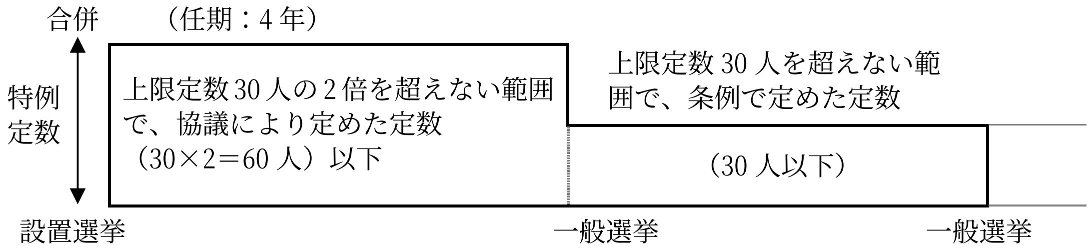


## 2　在任特例（合併特例法第７条第１項）

旧市町村の議員は、合併後 2 年を超えない範囲に限り、新市町村の議員でいることができる。

［法制度］

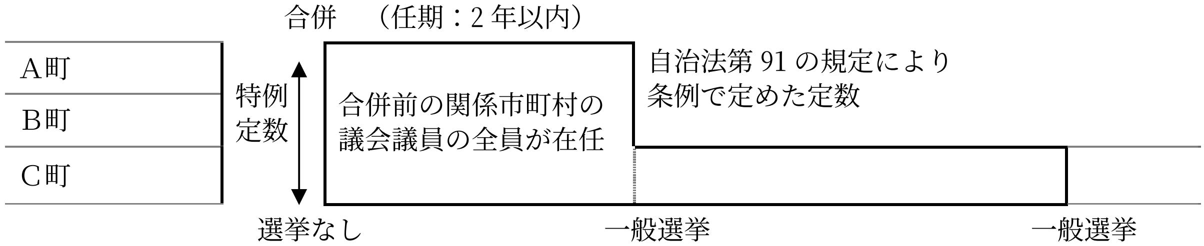


［新市の場合］

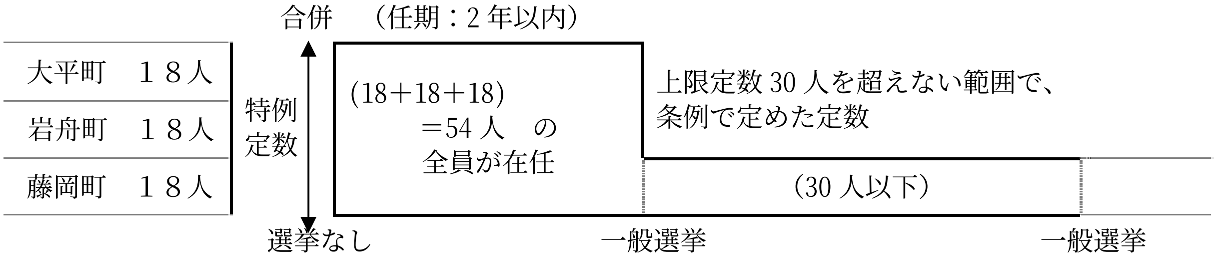

# 議会議員の身分に関する取扱いに係る選択肢について

次の選択肢（①、②、③）のうち、いずれか一つを選択。
いずれを選択する場合も合併協議会での協議内容について、関係市町村の議会の議決が必要である。

① 合併特例法による特例を適用しない。

合併関係市町村の協議により、地方自治法第 91 条第 2 項第 6 号に定める数「30 人（合併後の新市議員の上限定数）」を超えない範囲内において定めた定数による。

・選挙の期日　　　　設置の日から 50 日以内（公職選挙法第 33 条第 3 項）
・任　　期　　　　　設置選挙の日から 4 年間（地方自治法第 93 条第 1 項）
・補欠選挙の適用　　あり

② 合併特例法第６条による定数に関する特例を適用する。

合併関係市町村の協議により、地方自治法第 91 条第 2 項第 6 号に定める数「30 人（合併後の新市議員の上限定数）」の 2 倍を超えない範囲で定数を定めることができる。（設置選挙に限り適用）

・選挙の期日　　　　設置の日から 50 日以内（公職選挙法第 33 条第 3 項）
・任　　期　　　　　設置選挙の日から 4 年間（地方自治法第 93 条第 1 項）
・補欠選挙の適用　　あり

③ 合併特例法第７条による在任に関する特例を適用する。

合併関係市町村の協議により、合併後 2 年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。（地方自治法第 91 条の定数を超えるときは、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべていなくなったときは、これに応じてその定数は地方自治法第 91 条の規定による定数に至るまで減少するものとする。）

・選挙の期日　　　　選挙は行わない
・任　　期　　　　　合併後 2 年を超えない範囲で協議により定める期間
・補欠選挙の適用　　あり

備考
①、②のいずれかを選択した場合には、条例で選挙区を設けることができる。
なお、合併後最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。（公職選挙法施行令第９条）　ただし、次の一般選挙からは原則として人口に比例して条例で定めなければならない。（公職選挙法第 15 条第 8 項）
③を選択した場合にも在任特例期間後、条例で選挙区を設置することができるが、議員定数は原則として人口に比例して条例で定めなければならない。

# 議会議員の身分に関する取扱いに係る選択肢

## 原　則
合併特例法を適用しない場合

合併関係市町村の協議により、法 91②に定める数「30 人（合併後の新市議員の上限定数）を超えない範囲内において定めた定数による。

①選挙の期日
（公選法 33③）
設置の日から 50 日以内

②任期（法 93①）
一般（設置）選挙の日から 4 年間

（選挙区の設置）

- 設けない（公選法 12④）
- 設ける（公選法 15⑥）

（定数の配分）

**原　則（公選法 15⑧）**

①選挙区ごとの定数は、人口に比例して、条例で定める。

②特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

**特　例（公選法 15⑨）**

人口に比例しないで、選挙区ごとの議員の定数を定めることができる。
（公選法施行令 9）

ただし、この特例は
①最初に行われる一般（設置）選挙に限って適用
②この特例により行われた一般選挙の次の一般選挙からは原則に戻る

## 特　例
合併特例法を適用する場合

### 定数特例（特例法 6①）

合併関係市町村の協議により、法 91②に定める数「30 人（合併後の新市議員の上限定数）」の 2 倍を超えない範囲で定数を定めることができる。

（設置選挙に限り適用）
①選挙の期日（公選法 33③）
　設置の日から 50 日以内

②任期（法 93①）
　一般（設置）選挙の日から
　4 年間

（選挙区の設置）

- 設けない（公選法 12④）
- 設ける（公選法 15⑥）

（定数の配分）

**原　則（公選法 15⑧）**

①選挙区ごとの定数は、人口に比例して、条例で定める。

②特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

**特　例（公選法 15⑨）**

人口に比例しないで、選挙区ごとの議員の定数を定めることができる。
（公選法施行令 9）

ただし、この特例は
①最初に行われる一般（設置）選挙に限って適用
②この特例により行われた一般選挙の次の一般選挙からは原則に戻る

### 在任特例（特例法 7①）

合併関係市町村の協議により、合併後 2 年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。

①選挙の期日
　選挙は行わない

②任期
　合併後 2 年を超えない範囲で協議により定める期日

# 先進事例

在任特例を使った事例

■篠山市　（平成 11 年４月１日新設合併）

　４町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第７条第１項第１号の規定を適用し、合併後１年１月間引き続き新町の議会の議員として在任する。

■西東京市　（平成 13 年１月 21 日新設合併）

　２市の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第７条第１項第１号の規定を適用し、合併後２年間引き続き新市の議会の議員として在任する。

■さいたま市　（平成 13 年５月１日新設合併）

　３市の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第７条第１項第１号の規定を適用し、合併後２年間引き続き新市の議会の議員として在任する。

■さぬき市　（平成 14 年４月１日新設合併）

　議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第７条第１項第１号の規定を適用し、合併後１年２月間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

■山県市　（平成 15 年４月１日新設合併）

（1）議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第７条第１項第１号の規定を適用し、平成 16 年４月 30 日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。
（2）新市の議会の議員の定数は 22 人とする。
（3）選挙区については、新市において在任特例適用期間中に検討する。

■あさぎり町　（平成 15 年４月１日新設合併）

　議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第７条第１項第１号の規定を適用し、合併後１年１月間、引き続き新町の議会の議員として在任する。

定数特例を使った事例

■三次市、双三郡、甲奴町合併協議会　（平成 16 年４月１日新設合併予定）

［三次市］

（1）地方自治法第 91 条第１項に定める新市の議会議員の定数は、26 人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第６条第１項の規定を適用し、新市の設置後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、38 人とする。

（2）新市の設置後最初に行われる選挙につき、公職選挙法第 15 条第６項及び公職選挙法施行令第９条の規定を適用し、三次市、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴町の８つの区域により選挙区を設けるものとし、各選挙区において選挙すべき定数は、三次市 20 人、君田村２人、布野村２人、作木村２人、吉舎町３人、三良坂町３人、三和町３人、甲奴町３人とする。

■郡上郡町村合併協議会　（平成 16 年３月１日新設合併予定）

［郡上市］

新市の議会の議員の定数は２６人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第６条第１項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り新市の議会の議員の定数は３０人とする。

選挙区については、旧町村の区域をもって選挙区とし、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。

八幡町の区域８人　大和町の区域４人　白鳥町の区域６人　高鷲村の区域３人　美並村の区域３人
明宝村の区域３人　和良村の区域３人

なお、将来における議会の議員の定数及び選挙区を設けることについては新市において調整するものとする。

特例を使わない事例

■峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町合併協議会　（平成 16 年３月１日新設合併予定）

［京丹後市］

　議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき30人とし、新市の設置の日から50日以内に選挙を実施する。

■飛騨四町村合併協議会（古川町、河合村、宮川村、神岡町）　（平成 16 年２月１日新設合併予定）

［飛騨市］

○幹事会における意見：先進事例をみると在任特例を採用しているところが多く見受けられるが、当地域としては、法定定数26人を議員定数とすることが望ましいと思われる。

■観音寺市、山本町、大野原町、豊中町、豊浜町、財田町合併協議会　（平成 17 年３月１日新設合併予定）

［新市名称公募中］

（1）新市の議会の議員については、新市の設置の日から 50 日以内に、地方自治法第 91 条第 7 項の規定に基づき、1 市 5 町の協議により、あらかじめ定める定数により設置選挙を行うものとし、市町村の合併の特例に関する法律に規定する議会の議員の定数及び在任に関する特例はこれを適用しない。

（２）地方自治法第91条第7項の規定に基づき、1市5町の協議により、あらかじめ定める新市の議会の議員の定数については、30人とする。

［議員在任特例調べ］

| 現在の市町 | 合併関係市町村 | 合併時の<br>議員の任期 | 残り期間 | 合併日 | 在任特例<br>延長期間 | 特例を使用した理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 篠山市 | 篠山町 | 平成 11 年 11 月 | 7 ヶ月 | 平成 11 年 4 月 1 日 | 1 年 1 ヶ月 | ・議員の任期は、わずかしかなかったが、議員発議で協議会を作った経緯もあり、1 年間ぐらいは地域のことを見届けたい。<br>・年金特例がなかった。 |
| | 西紀町 | 平成 11 年 4 月 | ― | | | |
| | 丹南町 | 平成 11 年 7 月 | 3 ヶ月 | | | |
| | 今田町 | 平成 11 年 4 月 | ― | | | |
| 西東京市 | 田無市 | 平成 16 年 1 月 | 3 年 | 平成 13 年 1 月 21 日 | 2 年 | ― |
| | 保谷市 | 平成 15 年 4 月 | 2 年 3 ヶ月 | | | |
| さいたま市 | 浦和市 | 平成 14 年 12 月 | 1 年 7 ヶ月 | 平成 13 年 5 月 1 日 | 2 年 | ― |
| | 大宮市 | 平成 15 年 5 月 | 2 年 | | | |
| | 与野市 | 平成 15 年 5 月 | 2 年 | | | |
| あさぎり町 | 上村 | 平成 15 年 4 月 | 7 ヶ月 | 平成 15 年 4 月 1 日 | 1 年 1 ヶ月 | 新町においても、地域の実情等を熟知した現議員が合併後 1 年間は責任を持って予算執行等を見定め、平成 16 年度当初予算編成まで在任することが適当であると認められるため、平成 16 年 4 月末日までの在任とする。 |
| | 免田町 | 平成 15 年 4 月 | ― | | | |
| | 岡原町 | 平成 15 年 4 月 | ― | | | |
| | 須恵村 | 平成 15 年 4 月 | ― | | | |
| | 深田村 | 平成 15 年 4 月 | ― | | | |
| 東かがわ市 | 引田町 | 平成 15 年 4 月 | ― | 平成 15 年 4 月 1 日 | 1 年 11 ヶ月 | 合併前の各町の町行政を熟知した現議員が合併後の新町建設計画の円滑なる実施に参画し、新しいまちづくりの進捗を見届けるのは、現議員の責任でもある。従って次の期間在任することが妥当である。<br>引田町1年11か月<br>白鳥町1年8か月<br>大内町 1 年 11 か月 |
| | 白鳥町 | 平成 15 年 8 月 | 4 ヶ月 | | | |
| | 大内町 | 平成 15 年 4 月 | ― | | | |

# 議会議員の定数及び任期に関する法令

**○地方自治法　（昭和２２年　法律第６７号）**

（市町村議会の議員の定数）＜平成15年1月1日から施行＞

第91条　市町村議会の議員の定数は、条例で定める。

２　市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

四　人口1万以上2万未満の町村　22人

五　人口5万未満の市及び人口2万以上の町村　26人

六　人口5万以上10万未満の市　30人

（第一号から第三号及び第七号から第十一号は記載省略）

７　第７条第１項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が２以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が１のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

８　前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

９　前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第１項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

10　第７項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

（任期）

第93条　普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

（人口の定義）

第254条　この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査またはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による。

**○市町村の合併の特例に関する法律　（昭和４０年　法律第６号）**

（議会の議員の定数に関する特例）　（平成15年1月1日の自治法改正後）

第6条　新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

（議会の議員の在任に関する特例）

第７条　市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第 91 条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第３項において準用する前条第５項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

一　新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後２年を超えない範囲で当該協議で定める期間

○公職選挙法（昭和２５年　法律第１００号）

（選挙の単位）

第 12 条　（第１項、第２項、第３項は記載省略）

4　市町村の議会の議員は、選挙区がある場合にあっては、各選挙区において、選挙区がない場合にあってはその市町村の区域において、選挙する。

（地方公共団体の議会の議員の選挙区）

第 15 条　（第１項～第５項、第７項、第９項は記載省略）

6　市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第 252 条の 19 第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもって選挙区とする。

8　各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第 33 条　（第１項、第２項、第４項、第５項は記載省略）

3　市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第７条第６項の告示による当該市町村の設置の日から 50 日以内に行う。

○公職選挙法施行令　（昭和２５年　政令第８９号）

（人口に比例しない議員の定数）

第９条　市町村の配置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。